参考様式２

**○○○○喀痰吸引等研修実施委員会設置要綱**

　（目的）

第１条　「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）附則第４条に定める「喀痰吸引等研修」の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うため、○○○○喀痰吸引等研修実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

　（所掌事務）

第２条　委員会は、その目的を達成するため、次の事項を審議する。

(1)　研修実施計画に関すること

(2)　研修教材の選定に関すること

(3)　研修講師の選定に関すること

(4)　基本研修（講義）における修得程度の審査として行われる筆記試験の事務に関すること

(5)　実地研修の事務に関すること

(6)　研修の修了認定に関すること

(7)　その他研修に関する重要事項

　（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる者によって組織する。

２　委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出及び意見その他必要な協力を求めることができる。

　（委員会の職務）

第４条　委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

　（委員会の招集）

第５条　委員会は委員長が招集する。

２　委員会は、○か月に１回開催するほか、委員長が必要と認めた場合は随時開催する。

　（庶務）

第６条　委員会の庶務は○○○○事務局において処理する。

　（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定めるものとする。

附　則

この要綱は令和○○年○月○日から施行する。

　別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏名 | 所属 | 役職名 | 備考 |
| 委員長 |  |  |  | 研修実施担当責任者 |
| 副委員長 |  |  |  |  |
| 委員 |  |  |  | 医師 |
| 委員 |  |  |  | 看護師（研修講師） |
| 委員 |  |  |  | 看護師（研修講師） |
| 委員 |  |  |  | ○○○○会計担当 |